

損保ジャパン日本興亜とインターリンクがセミナー

「荷主と運送人の責任範囲」で

損保ジャパン日本興亜とインターリンクは10月10日、東京の損保ジャパン日本興亜日本橋ビルで「荷主と運送人の責任範囲」と題したセミナーを開催した。講師に海事弁護士として国内外で数々の講演実績がある岡部・山口法律事務所の上野修司弁護士を迎え、企業の国際業務担当者を中心に約100人が参加した。



山口弁護士

や責任範囲などについて、過去の判例であるジャスマイン号事件、カムフラエア号事件を紹介し、荷主にとっては運送人の特達地において損傷または不足の状態になってしまったり、裁判で運送人が誰かを争うことが多い実態を強調した。

国際業務担当者ら100人が聴講

山口弁護士は、まず条約と国際海上物品運送法の概要、特に運送人の権利・義務を規定したヘーグ・ルールの内容について解説。次に国際海上物品運送法上では、運送人は特定されておらず、日本や英国では契約運送人が運送人になるが、米国では全当事者が運送人になることを説明した。運送人・契約当事者の特定

を争うことが多い実態を強調した。

運送中の事故については、船荷証券に記載されている船積み時の貨物と実際の荷物が異なる場合、運送人は善意の船荷証券所持人に對抗すること

また、準拠法は国によって異なるため、船荷証券などの国の法律が適用されるかが重要となる。現行法上は国際私法によって日本法が準拠法とされた時のみ適用されるのが通説で、わが国では船荷証券上合意の内容にならなければならないと解説した。

最後に、Surrender B/L(元地回収船荷証券)について説

明。「船荷証券が必ずしも必要でない取引、例えば親子会社間取引、関係会社間取引などの場合は船荷証券を発行するが、船積み地で船会社が回収する。そのため、有価証券としての船荷証券が流

通せず、貨物は荷揚げ港において荷受人に引渡されるという実務が行われている。元地回収船荷証券はこのような船荷証券を総称したものだ」と述べた。その上で、「法律上の規定もなく、運送人および荷主間の法律問題に不確定な要素が多い」と問題点を指摘し、「元地回収船荷証券は主に韓国や日本、中国の実務で利用されているが、法的根拠もなく、船荷証券に関する国際条約が適用されない。運送人、荷主間の権利義務関係も不明確であるため、使用は避けるべきだ」との見解を示した。